

関係者各位

## 岡山市障害者自立支援協議会ホームページ 事業所情報掲載のお願い(再)

岡山市障害者自立支援協議会

時下、ますます御清祥のことと拝察申し上げます。

さて、当協議会ホームページ(愛称:え〜んじゃネット)では、岡山市を主とする障害福祉サービス等の情報を市民・関係者等に向けて発信しております。

つきましては、より多くの情報発信のため、貴事業所に情報掲載のご協力をいただきたく存じます。ご多用中恐れ入りますが、下記の内容をご確認の上、ぜひ掲載へのお手続きをお願い申し上げます。

すでに掲載・変更のご連絡いただいている事業所様には、感謝申し上げます。

未掲載の事業所様、変更のご連絡がまだの事業所様には、特にご協力の程お願い申し上げます。

### 記

#### 掲載までの流れ

- ① 当協議会ホームページ (URL または Q コード: 下記参照 ) より、『福祉・医療のサービス事業所情報』欄の『事業所情報の掲載について(新規・変更・停止)』をご確認ください。説明に沿って、フォーム入力・メール・FAX のいずれかの方法で情報を送信ください。

※恐れ入りますが、サービス種別ごとのご報告をお願いいたします。

- ② 入力内容を当協議会が確認後、ホームページ上に掲載します。(掲載には約1か月程度要します)

#### □新規事業所さまへ

岡山市の発行する『障害者のしおり』に掲載されている程度の情報(事業所名、所在地、電話番号等)については、既にホームページ上に掲載させていただいている場合がございます。

#### □現在、既に掲載させていただいている事業所さまへ

情報内容が古くなっている可能性があります。この機に再度内容を確認いただき、新しい情報を送信ください。情報の変更・掲載停止等は事業所様からの申し出がない限り原則行いませんので、上記と同様の流れでお手続きくださいますようお願いいたします。

#### 岡山市障害者自立支援協議会ホームページ(え〜んじゃネット)とは・・・

岡山市を主とする障害福祉サービス情報を市民・関係者等に向けて発信しております。下記 URL や QR コードからホームページを閲覧していただくことが可能です。検索エンジン等で『え〜んじゃネット』と検索していただいてもご覧になれます。2021 年の当ホームページの閲覧者は 170927 件 でした。

URL <https://okjiritsushien.com>

QR コード



問い合わせ窓口: 地域活動支援センター I 型 ぱる・おかやま (担当: 丸橋・太田 )  
Tel: 086-201-1720 Mail: e-nja@okjiritsushien.com

# 18歳から 大人!

## 考える!新成人

2022年4月から、成年年齢が18歳になります。  
契約や買い物は、しっかりと「考えて」から。



**大人なので、  
取り消せません。**

成人として扱われるため、  
契約を取り消すことが  
できなくなります。

**大人なので、  
契約できます。**

成人として契約を  
一人で結ぶことが  
できるようになります。

**大人なので、  
必ず確認。**

契約を結ぶ際には、  
事前に契約内容を  
確認しましょう。

**大人なので、  
無理はしない。**

本当に支払いができるのか、  
自分の収入に  
見合った買い物を。



若者をターゲットにした悪質な商法にも注意しましょう。

※飲酒、喫煙などは20歳になるまで認められません。

新成人、こんなトラブルにご用心!



裏面をチェック! /

ちょっと待って!



# こんなトラブルに注意!

## 1 定期購入

事例

動画投稿サイトの広告を見てお試し300円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送連絡があり、4か月分まとめて4万円の請求があった。



アドバイス

- 契約内容をしっかり確認しましょう!(1回?継続?)
- 解約条件をしっかり確認しましょう!(解約方法など)
- 証拠を残すため事業者に連絡した記録を残しましょう!

## 2 美容医療

事例

美容外科クリニックで施術を受けたが、顔全体が内出血を起こし腫れが引かず、生活に支障が出た。



アドバイス

- 使用する薬などがどのようなものか、自分でも説明できるよう確認しましょう!
- 効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得した上で自分で選択しましょう!
- ほかの方法や選択肢の説明も受け、自分で選択しましょう!
- その美容医療は「今すぐ」必要? 最後にもう一度、確認しましょう!

## 3 もうけ話(情報商材、マルチ商法、暗号資産等)

事例 1

先輩の知り合いに「簡単にもうかる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる情報を記載した90万円の情報商材を契約したが、全くもうからない。その後、友達を誘えばボーナスが入ると言われた。

事例 2

マッチングアプリで知り合った人から暗号資産の投資をすると絶対もうかると誘われて投資をしたが、出金できなくなった。



アドバイス

- 怪しい話は、はっきり断りましょう!
- 投資には必ずリスクがあります(価格が変動し損をする可能性があります)!
- クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない!
- 被害者の立場から、加害者に(友達を失うこと)になってしまうことも!
- 暗号資産で投資をする場合は、取引先の業者が無登録の暗号資産交換業者等でないか確認しましょう!

契約や買い物で「困ったな」と思ったら、消費者ホットラインまでお電話ください。

全国共通の電話番号 「消費者ホットライン」



「18歳から大人」の方に、今知ってほしい情報はこちら!



「#18歳から大人」でも情報発信しています!



契約の基本的な考え方を含む法教育の詳しい内容はこちら!



私たちの生活に関わるお金や金融の仕組みについても知っておこう!



消費者庁  
Consumer Affairs Agency, Government of Japan



法務省  
MINISTRY OF JUSTICE



文部科学省



金融庁  
Financial Services Agency

# 【質問票】

年 月 日  
岡山市事業者指導課 障害事業者係宛  
Fax:086(221)3010

事業所名			
サービス種別			
所在地	岡山市 区		
Tel		Fax	
担当者名		職名	
【質問】			
【回答】			

# 利用者事故等発生時の対応について

## 1 事故発生時の対応

- (1) 事故等の態様に応じ、必要な措置を迅速に講ずること。
- (2) 速やかに利用者の家族、岡山市、支給決定市町村等に連絡・報告を行うこと。
- (3) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。

## 2 事故後の対応及び再発防止への取組

- (1) 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行うこと。
- (2) 事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講ずるとともに、全従業者に周知徹底すること。

## 3 岡山市への報告

### (1) 報告すべき事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

#### ① サービス提供による利用者の事故等

ア 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関に入院又は治療したもの及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。（事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるもの（例：自殺、失踪、喧嘩）を含む。）

イ サービス提供には、送迎等を含むものとする。

#### ② 利用者が行方不明になったとき（外部の協力により捜索活動が必要となる場合）

#### ③ 食中毒、感染症（インフルエンザ、感染性胃腸炎、結核等）の集団発生（社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に感染症又は食中毒が疑われる者の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めなどの措置を講ずること。（平成 17 健発 0222002 号）

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合)

#### ④ 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの

#### ⑤ 火災、震災、風水害等の災害によりサービスの提供に影響する重大な事故等

⑥ その他施設・事業所の長が必要と認めるとき

## (2) 報告事項

岡山市への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、別紙様式の内容が含まれる任意の様式で報告することは差し支えない。

なお、死亡事故の場合は診断書の写しを添付すること。

## (3) 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、岡山市、支給決定市町村に報告する。

また、食中毒や感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに管轄保健所に連絡し、あわせて、岡山市、支給決定市町村に報告する。

### ① 第一報

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生連絡を行い、その後速やかに報告書を提出する。

### ② 途中経過及び最終報告

事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出する。

## 4 提出先

岡山市保健福祉局事業者指導課 障害事業者係

〒700-0913 岡山市北区大供 3-1-18 (K S B 会館 4 階)

T E L 086-212-1015

F A X 086-221-3010

E メール syou-jigyoku@city.okayama.lg.jp

※支給決定市町村にも報告してください。支給決定市町村が岡山市の場合は、障害福祉課又は保健管理課となります。

## ※参考（事故発生時の対応について定めた基準条例等）

- (1) 岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第81号）第41条第1項及び準用規定
- (2) 岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第82号）第58条第1項
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第27号）第36条第1項及び準用規定
- (4) 岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第83号）第32条第1項及び準用規定
- (5) 岡山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第94号）第18条第1項

- (6) 岡山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第95号）第16条第1項
- (7) 岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第45号）第45条第1項
- (8) 岡山市通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第79号）第52条第1項及び準用規定
- (9) 岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第80号）第48条第1項及び準用規定

(記入例)

〔 障害福祉サービス事業所 ・ 障害者支援施設  
相談支援事業所 ・ 地域活動支援センター ・ 福祉ホーム  
障害児施設 ・ 障害児通所支援事業所 〕

利用者事故等報告書

指定権者(岡山市の事業所は岡山市)とともに、  
支給決定市町村にも提出してください。

また、欄の幅や高さは適宜調整してください。

令和 4年 3月 1日

岡山市長 様

法人代表者名で提出してください。

(事業所・施設等の名称)

〇〇就労支援センター

(事業者・施設設置者等の職・氏名)

(社福) 〇〇 理事長 △△ △△

下記のとおり事故等が発生しましたので報告します。

記

利用者氏名	事業所 花子 (男・ <input type="checkbox"/> 女)	生年月日	昭和50年 1月 1日 (満38歳)
住 所	岡山市北区大供三丁目1-18		
支給決定市町村	岡山市	利用サービス名	就労継続支援B型
事故等発生日時	令和 4年 2月 27日 (水曜日) 午前・ <input type="checkbox"/> 午後 2時30分頃		
事故等発生場所	訓練・作業室		
事故等の状況及びその原因	(状況) △△の作成作業中、他の利用者とふざけて押し合いを行い転倒。転倒の際に支えた右手に腫れがあり、本人が痛みを訴えていた。 ----- (原因) 他の利用者とふざけて押し合いを行っていたことを放置していたこと、作業道具が足元に落ちていたためつまづいたのが原因と思われる。		
事故等に対する対応及び家族等への説明内容とそれに対する反応	(対応) 直ちに〇〇医院に連れて行き、診察を受けたところ、右手中指の骨折と打撲と診断された。 医療機関受診状況、けがの診断結果など対応内容を記入してください。 ----- (家族等への説明内容と反応) すぐに管理者が母親に連絡し謝罪を行うとともに、けがの補償について説明を行った。母親からは軽い怪我だったので、引き続き通える軽作業の実施をお願いされた。		
再発防止策	事故防止のため担当職員会議を行い、ふざけあい等に対するの注意を徹底するとともに、利用者全員で反省会を開催し、利用者自身に再度の意識付けを行った。		
事業所の担当者	(担当者名: 岡山 太郎 (サービス管理責任者) ) (TEL: 086-XXX-XXXX FAX: 086-XXX-XXXX )		
備 考			



岡山市内障害福祉サービス等運営事業者 様

岡山市保健福祉局高齢福祉部  
事業者指導課長

事業者指導課来課時の注意事項について

平素から、本市の福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、障害福祉サービス等の各種申請・相談及びその他の用務で事業者指導課にお越しいただく際は、下記の注意事項をご確認の上、ご来課くださいますよう、よろしく申し上げます。

記

- ① 各種申請・ご相談の際、担当者と個別の相談・協議等が必要な場合は、指定申請時と同様、事前に担当者に連絡の上、来課日時を予約してください。  
※実地指導等で担当者が不在の場合、お越しいただいても、担当者以外の職員では対応しかねることがあります。
- ② 申請書類等は、受付時にその場で全てを確認できません。  
いったん申請書類等を受領した後、その内容を審査し、補正等をお願いする場合には、後日、担当者から連絡いたします。
- ③ K S B 会館には、当課への来客用駐車場はありません。  
車でお越しの場合は、必ず市役所の駐車場（市役所総合案内等で割引処理することにより1時間無料）や近隣のコインパーキング等をご利用ください。  
※当課にご用の方が、K S B 会館構内や近隣の月極駐車場へ駐車した場合は、全て迷惑駐車扱いとなりますので、ご注意ください。

〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18  
K S B 会館 4階  
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課  
障害事業者係  
Tel : 086-212-1015